

# 第3回検討委員会資料

## 「検討2」 投票の請求（資格者）及び発議

平成26年10月3日  
那珂市住民投票条例検討委員会

1

### 請求・発議の主体・要件<概要>

【常設型住民投票条例に基づく住民投票実施までの流れ】

①住民

請求できる人の1/10以上の  
連署による投票実施の請求

②議会議員

議員定数の1/10以上の議員  
による住民投票実施の発議

③首長

自ら実施を決定することが可能

議会の議決を必要としている条例もある

住民投票の実施

投票結果の尊重義務

2

## ① 住 民

条例に必要な要件を定め、その要件を満たした場合に、長に対し実施を請求し、長が発議して住民投票は実施される。

住民投票は住民の意思を明らかにする制度であるので、住民は、当然に主体としての資格を要するものである。

必要な要件については、議会の解散・長の解職請求の場合に投票資格者総数の1/3以上の署名数を要するという点を踏まえた設計が必要であり、また、制度の濫用につながらないような設計にしなければならない。

### <参考>

#### ●憲法、法律に基づく住民投票制度

憲法、法律に基づく住民投票制度としては、次のようなものがあります。

- (1)一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定に関する住民投票(日本国憲法第95条)
- (2)憲法の改正に係る承認としての国民投票(日本国憲法第96条第1項)
- (3)最高裁判所の裁判官の審査として行う投票(日本国憲法第79条第2項)
- (4)合併協議会設置協議に関する住民投票(市町村の合併の特例等に関する法律第4条第14項、第5条第21項)・・・1/6
- (5)議会の解散請求に関する選挙人の投票(地方自治法第76条第3項)・・・1/3
- (6)議員の解職請求に関する選挙人の投票(地方自治法第80条第3項)・・・1/3
- (7)長の解職請求に関する選挙人の投票(地方自治法第81条第2項)・・・1/3

- (1)一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定に関する住民投票(日本国憲法第95条)

**第95条** 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

- (2)憲法の改正に係る承認としての国民投票(日本国憲法第96条第1項)

**第96条** この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。  
2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

- (3)最高裁判所の裁判官の審査として行う投票(日本国憲法第79条第2項)

**第79条** 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。  
2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後10年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

(4) 合併協議会設置協議に関する住民投票(市町村の合併の特例等に関する法律第4条第14項、第5条第21項)

(合併協議会設置の請求)

**第四条** 選挙権を有する者(市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。)をいう。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村(以下この条及び第五条の二第一項において「合併対象市町村」という。)の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

11 第九項に規定する場合において、基準日から十三日以内に前項後段の規定による公表がなかったときは、選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、合併請求市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。

**第五条** 合併協議会を構成すべき関係市町村(以下この条及び次条第二項において「同一請求関係市町村」という。)の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、他の同一請求関係市町村の選挙権を有する者がこの項の規定により行う合併協議会の設置の請求と同一の内容であることを明らかにして、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、同一請求関係市町村の長に対し、当該同一請求関係市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる他の同一請求関係市町村の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

21 第十四項又は第十九項の規定による通知があったときは、合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならない。

5

(5) 議会の解散請求に関する選挙人の投票(地方自治法第76条第3項)

**第76条** 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3 第1項の請求があつたとき、委員会は、これを選挙人の投票に付さなければならない。

(6) 議員の解職請求に関する選挙人の投票(地方自治法第80条第3項)

**第80条** 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙区におけるその総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をすることができる。この場合において選挙区がないときは、選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもって、議員の解職の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求の要旨を関係区域内に公表しなければならない。

3 第1項の請求があつたときは、委員会は、これを当該選挙区の選挙人の投票に付さなければならない。この場合において選挙区がないときは、すべての選挙人の投票に付さなければならない。

6

(7)長の解職請求に関する選挙人の投票(地方自治法第81条第2項)

**第81条** 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の**3分の1**(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)**以上**の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の長の解職の請求をすることができる。

2 **第74条**第5項の規定は前項の選挙権を有する者及びその総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)について、同条第6項の規定は前項の代表者について、同条第7項から第9項まで及び**第74条の2**から**第74条の4**までの規定は、前項の規定による請求者の署名について、**第76条**第2項及び第3項の規定は、前項の請求について準用する。

## ② 議会

議会については、地方自治法109条7項の規定により常任委員会が、同法112条の規定により議員定数の1/12以上の賛成により議員が、それぞれ議案を提出することができるので、出席議員の過半数の賛成による議決で住民投票を実施することになるが、このことを住民投票条例に規定している自治体は多い。

しかし、常設型として規定をしなくても、法律に基づいて実施できることから、規定する必要はないという考えもある。

地方自治法

第109条

7 常任委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を出することができる。但し、予算については、この限りでない。

2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の**12分の1以上**の者の賛成がなければならない。

3 第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

### ③ 長

長が、自らの判断で発議し、実施することができるよう規定している自治体は多い。しかし、1人で判断できることによる濫用の危険性が含まれているという考えもあり、住民投票の実施には議決を要するという規定を盛り込んでいる自治体もある。

(例：我孫子市、川崎市、逗子市)

●高浜市 (長が、自らの判断で発議し、実施することができるよう規定している例)  
(住民投票の請求及び発議)

第3条 第11条の規定による投票資格者名簿の登録が行われた日において当該投票資格者名簿に登録されている者は、市政運営上の重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して書面により住民投票を請求することができる。

2 (省略)

3 第1項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第7項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。

4 市議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された市政運営上の重要事項について、市長に対して書面により住民投票を請求することができる。

5 市長は、市政運営上の重要事項について、**自ら住民投票を発議**することができる。

6 市長は、第1項の規定による市民からの請求(以下「市民請求」という。)若しくは第4項の規定による議会からの請求(以下「議会請求」という。)があったとき、又は前項の規定により自ら住民投票を発議したときは、直ちにその要旨を公表するとともに、選挙管理委員会の委員長にその旨を通知しなければならない。

7 市長は、住民投票に係る市民請求又は議会請求があったときは、その請求の内容が前条各号の規定に該当する場合を除き、住民投票の実施を拒否することができないものとする。

9

●我孫子市  
(請求及び発議)

第4条 投票資格者は、その総数の8分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対し、第2条第1項に掲げる事項について市民投票を実施することを請求することができる。この場合において、署名に関する手続は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)に定める署名手続の例によるものとする。

2 市議会は、議員の定数の4分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された第2条第1項に掲げる事項について、市長に対し、市民投票を実施することを請求することができる。

3 市長は、第2条第1項に掲げる事項について、**市議会の同意を得て**、自ら市民投票を発議することができる。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。

## ●川崎市

### (発議又は請求)

第4条 投票資格者は、その総数の10分の1以上の者の連署をもって、住民投票を発議し、その代表者から、市長に対し、その実施を請求することができる。

2 議会は、議決により住民投票を発議し、市長に対し、その実施を請求することができる。この場合において、議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。

**3 市長は、自ら住民投票を発議することができる。**

4 前3項の規定にかかわらず、既に発議に係る手続が開始されている場合においては、当該発議に係る住民投票の手続が行われている間は、何人も、当該住民投票に付そうとされ、又は付されている事項と実質的に同一と認められる事項について、住民投票を発議することができない。

### (議会への協議)

第11条 市長は、第4条第1項の規定による請求を受けたとき、又は同条第3項の規定により自ら発議するときは、住民投票の実施について、速やかに**議会に協議**を求めなければならない。

### (住民投票の実施)

第12条 市長は、第4条第2項の規定による請求を受けたとき、又は前条に規定する協議を経たときは、住民投票を実施するものとする。ただし、当該協議の結果、**議会の議員の3分の2以上の者の反対があるときは、この限りでない。**

## ●逗子市

### (住民投票の請求及び発議)

第4条 投票資格者は、市政の重要事項について、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して書面により住民投票を請求することができる。

2 **前項**に規定する署名に関する手続等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第7項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。

3 議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された市政の重要事項について、市長に対して書面により住民投票を請求することができる。

4 市長は、市政の重要事項について、自ら住民投票を発議するときは、あらかじめ、住民投票の適否について**逗子市市民参加条例第12条の市民参加制度審査会に諮問し、3分の2以上の承認の議決**を得た上で行うことができる。

## 投票資格者の範囲《概要》

投票資格の要件には「年齢」、「国籍」、「住所」があり、それぞれに論点がある。

### ① 年齢要件

年齢は16歳、18歳、20歳の3つに分類しているところが大多数である。16歳、18歳という未成年者も対象にしている背景には、これからの自治を担う若者が投票を通じて市政に参加し、市民としての権利や責任を自覚するという、将来の人材育成を期待する考えもある。

#### ◇16歳

義務教育を修了し、社会人として働くことができる年齢であることや、市政における重要事項を対象とする住民投票には、幅広く意見を聴くべきという考え方に基づいている。

#### ◇18歳

日本国憲法の改正手続に関する法律（いわゆる「国民投票法」。平成19年法律第51号。）で、投票年齢を18歳と定めていることが理由として挙げられる。（ただし、公職選挙法の改正がない間は、年齢20歳以上の者が投票権を有する。）

また、現在の日本の成人年齢、選挙権を有する年齢は20歳であるが、諸外国においては18歳以上が主流であることも要因としてある。なお、主要8か国の日本以外の国は全て18歳としている。

#### ◇20歳

公職選挙法では、投票資格者の年齢を20歳と定めているため、この規定に準ずる考えである。

### 【主要8か国における年齢比較】

	選挙権	成人
日本	20歳	20歳
イギリス	18歳	18歳
アメリカ	18歳	州による
ドイツ	18歳	18歳
フランス	18歳	18歳
イタリア	18歳	18歳
カナダ	18歳	州による
ロシア	18歳	18歳

（「主要国の各種法定年齢」国立国会図書館調査及び立法考査局より作成）

### 本市の選挙有権者数、外国人登録者数等

選挙有権者数(H26/4/1)	46,186人
永住外国人数(特別永住外国人を含む)	92人
18・19歳の住民登録者数	1,060人

## ② 国籍要件

日本国籍を有する者については、投票資格者であることに異論は出ないところであるが、外国人を投票資格者とするかどうかについては意見が分かれ、自治体によって取り扱いは異なっている。

### 【常設型住民投票条例における投票資格者要件】

	自治体	年齢	外国人			
			特別永住者	永住資格者	3年以上の在留資格者	名簿への登録申請
1	富士見市	20歳以上				
2	逗子市	20歳以上	○	○		
3	山陽小野田市	20歳以上	○	○		要
4	多治見市	18歳以上				
5	広島市	18歳以上	○	○		
6	川崎市	18歳以上	○	○	○	
7	岸和田市	18歳以上	○	○	○	
8	我孫子市	18歳以上	○	○		要
9	小諸市	16歳以上	○	○	○	
10	大和市	16歳以上	○	○	○	要

15

#### ※特別永住者：

・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める者。

#### ※永住資格者：

・出入国管理及び難民認定法 別表第2 の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者。

#### ※3年以上の在留資格者。

・出入国管理及び難民認定法 別表第1 及び別表第2 の上欄の在留資格をもって在留する者。入管法では3年を超える在留はできず、それ以上の在留は更新が必要となる。3年以上日本に在留する者は、地域の課題を考えるだけの知識を有しているという考えに基づいている。

また、外国人の投票資格を認め、かつ、本人から名簿への登録申請を要件としている自治体もある。これは、外国人登録法により登録原票の開示が原則禁止とされているため、本人から個人情報収集する必要があるためである。

平成24年7月には、外国人登録法の廃止による新たな在留管理が始まるので、名簿への登録申請を不要とするかも含め、議論の必要がある。

16



## 「永住外国人」・「定住外国人」・「特別永住外国人」の定義

### ※「出入国管理及び難民認定法」における規定

『永住者』： 法務大臣が永住を認めた者

『永住者の配偶者等』： 永住者等の配偶者または永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者

『定住者』： 法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者

### ※「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」における規定

『法定特別永住者』： 平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫でこの法律の施行の際次の各号の一に該当しているものは、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。

(1) 次のいずれかに該当する者

- イ 附則第10条の規定による改正前のポツダム宣言の受託に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律第2条第6項の規定により在留する者
  - ロ 附則第6条の規定による廃止前の日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法に基づく永住に許可を受けている者
  - ハ 附則第7条の規定による改正前の入管法別表第二の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
- (2) 旧入管法別表第二の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもって在留する者

## 『特別永住外国人』

### ○(北広島市)(大和市)

: 第二次世界大戦前から日本に滞在する朝鮮半島や台湾の出身者で、いわゆるサンフランシスコ講和条約の発効により日本国籍を失った人たちやその子孫をいいます。

## 『永住外国人』

### ○(稚内市)

: 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める『特別永住者』、「出入国管理及び難民認定法別表第2」の『永住者』の在留資格を持って在留する者及び『定住者』の資格を持って在留する者で、引き続き3年を超えて日本に住所を有する者をいいます。

### ○(宮古市)

: (1) 出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者  
(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法に定める特別永住者

### ○(日吉津村)

: (1) 出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者  
(※「永住者」は、法務大臣が永住を認めている方)  
(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法に定める特別永住者  
(※「特別永住者」は、昭和20年の敗戦以前から日本に住み、昭和27年サンフランシスコ講和条約により日本国籍を離脱した後も日本に在留している台湾、朝鮮半島出身者とその子孫の方)

### ○(広島市)

: 「出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法」に定める特別永住者

## 『定住外国人』

### ○(大和市)

- (1) 収入国管理及び難民認定法別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
- (2) 出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者であって、引き続き3年を超えて日本に住所を有するもの  
(※本邦での活動に制限のない「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」の在留資格をもって在留する者のうち、引き続き3年を超えて日本に住所を有する者を定住外国人の範囲に含めます。)
- (3) 日本国との平成条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者

### ○(岸和田市)

- (1) 日本国との平成条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者
- (2) 収入国管理及び難民認定法別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
- (3) 出入国管理及び難民認定法別表第1及び別表第2の上欄の在留資格(前号の在留資格を除く。)をもって在留し、引き続き3年を超えて日本に住所を有する者

(※「永住外国人」については、直接法律上の規定はありませんが、一般的に「出入国管理及び難民認定法」別表第2の上欄の永住者の在留資格者をもって在留する者」と「日本国との平和条約に基づき日本国の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める特別永住者を指します。)

(※自治基本条例では、「定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者」となっており、「定住外国人」ということばを使っています。これは岸和田市議会が、平成5年9月9日に全国に先駆けて「定住外国人に対する地方選挙への参政権など人権保障の確立に関する要望決議」を行っており、そこでは「定住外国人」を使用しています。この趣旨に鑑み、自治基本条例でも、「定住外国人」を用い、「永住外国人」よりも、さらに対象を広げようとしています。)

19

## ③ 住所要件

地方自治法第18条に選挙権についての規定がある。これを受け、住民投票条例で投票資格者を「自治体の区域内に住所を有する者」と規定し、居住期間についても選挙権と同様の規定をしている。

なお、居住の判断材料としては、住民基本台帳や外国人登録原票への登録を基準としている。

また、「住民」の定義をどうするかによるが、市外から市内の企業や学校に通勤・通学する者を対象にするかということも論点になる。しかし、これらの者を含めて投票資格者名簿を作成するためには、社員や生徒の名簿を提出してもらうことが必要になり、さまざまな問題があることから対象とすることは困難だと考えられる。

## 地方自治法

第18条 日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

20

#### ④ 投票することができない者の要件

投票することができない者を規定している条例では、公職選挙法の規定を準用している自治体が多い。

【公職選挙法11条に規定される選挙権及び被選挙権を有しない者】

- ・ 成年被後見人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者  
(刑の執行猶予中の者を除く。)
- ・ 公職にある間に犯した刑法第197条から第197条の4までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者
- ・ 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

このことについては、住民投票制度は、間接民主制を補完し、議会と長に尊重義務を生じさせる重要な制度であることから、選挙制度との整合を図り、投票資格者から選挙権の欠格事由に該当する者を除外することは一定の合理性があると考えられている。

その他に、選挙権・被選挙権を有しない者を規定している法律として「政治資金規正法」や「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」を準用している自治体もある。

#### 常設型住民投票条例における発議要件・署名数・投票資格者の年齢要件等

No.	地方公共団体名	人口 (H26.8.1 現在)	発議要件		議会の発議 提案 要件	発議資格者・投票資格者の年齢要件	
			住民	長		日本国籍を有者又は選挙人名簿登録者	永住外国人
1	高浜市	46,210	1/3	○	1/12 議決	18歳以上	18歳以上
2	富士見市	109,014	1/5	○	1/3 議決	20歳以上	×
3	上里町	31,468	1/3	○	1/12 議決	20歳以上	×
4	美里町	11,616	1/3	○	1/3 議決	18歳以上	18歳以上
5	桐生市	119,229	1/6	×	×	20歳以上	×
6	広島市	1,185,097	1/10	×	×	18歳以上	18歳以上
7	坂戸市	101,118	1/6	×	×	20歳以上	×
8	我孫子市	133,434	1/8	○ (議会同意)	1/4 議決	18歳以上	18歳以上
9	大竹市	28,308	1/3	×	×	18歳以上	18歳以上
10	南伊豆町	8,986	1/6	○	1/12 議決	20歳以上	×
11	鳩山町	14,571	1/3	○	1/3 議決	18歳以上	18歳以上
12	増毛町	4,876	1/8	○	1/4 議決	18歳以上	18歳以上

常設型住民投票条例における発議要件・署名数・投票資格者の年齢要件等

No.	地方公共 団体名	人口 (H26.8.1 現在)	発議要件		議会の発議 提案 要件	発議資格者・投票資格 者の年齢要件	
			住民	長		日本国籍を有 者又は選挙人 名簿登録者	永住 外国人
13	宝達志水町	14,105	1/10	○	1/3 議決	18歳以上	18歳以上
14	岸和田市	200,491	1/4	×	×	18歳以上	18歳以上 定住外国人
15	名張市	81,197	1/4 1/50議決	○	1/12 議決	18歳以上	18歳以上
16	逗子市	57,666	1/5	○ (附属機関が承認)	1/12 議決	20歳以上	20歳以上
17	山陽小野田市	64,682	1/6	○	1/12 議決	20歳以上	20歳以上
18	大和市	232,502	1/3	○	1/12 議決	16歳以上	16歳以上 定住外国人
19	防府市	118,085	1/3	○	1/12 議決	20歳以上	×
20	遠軽町	21,521	1/3	○	1/12 議決	18歳以上	18歳以上
21	東洋町	2,835	1/5	○	1/3 議決	20歳以上	×
22	稚内市	36,638	1/50議決	○ (議決)	1/12 議決	20歳以上	20歳以上 定住外国人

23

常設型住民投票条例における発議要件・署名数・投票資格者の年齢要件等

No.	地方公共 団体名	人口 (H26.8.1 現在)	発議要件		議会の発議 提案 要件	発議資格者・投票資格 者の年齢要件	
			住民	長		日本国籍を有 者又は選挙人 名簿登録者	永住 外国人
23	臼杵市	39,458	1/3	○	1/3 議決	20歳以上	×
24	輪島市	29,655	1/6	○	1/6 2/3以上 賛成	20歳以上	×
25	宮古市	57,012	1/5	○ (議決)	1/12 議決	18歳以上	18歳以上
26	芦別市	15,339	1/6	○	1/3 議決	18歳以上	×
27	北栄町	15,688	1/6	○	1/12 議決	18歳以上	18歳以上
28	豊中市	400,632	1/6	×	×	18歳以上	18歳以上
29	川崎市	1,459,191	1/10 議員2/3以上の 反対があるときは 実施しない。	○ 議員2/3以上の反 対があるときは実 施しない。	1/12 議決	18歳以上	18歳以上 定住外国人
30	木曾町	12,173	1/5	○	1/3 議決	20歳以上	×
31	北広島市	59,738	1/6	○	1/12 議決	18歳以上	18歳以上 定住外国人

24

常設型住民投票条例における発議要件・署名数・投票資格者の年齢要件等

No.	地方公共 団体名	人口 (H26.8.1 現在)	発議要件		議会の発議 提案 要件	発議資格者・投票資格 者の年齢要件	
			住民	長		日本国籍を有 者又は選挙人 名簿登録者	永住 外国人
32	四国中央市	91,321	1/5	○ 議会と協議を 経て発議	1/12 議決	18歳以上	×
33	上越市	200,516	1/4 1/50議決	×	1/12 常委の提案 議決	18歳以上	18歳以上
34	奥州市	122,857	1/6	○	1/12 議決	18歳以上	18歳以上 定住外国人
35	野洲市	50,808	1/4 1/50議決	○	1/12 議決	18歳以上	18歳以上 定住外国人
36	多治見市	114,452	1/4	○ 議決	1/12 議決	18歳以上	×
37	滝沢市	55,155	1/6	○	1/12 議決	18歳以上	18歳以上
38	小諸市	43,504	1/4 1/50議決	○ 議決	1/12 議決	16歳以上	16歳以上
39	嘉麻市	41,615	1/3 1/50議決	○	1/12 議決	20歳以上	×
40	羽咋市	22,962	1/3	○	1/12 議決	20歳以上	×

25

常設型住民投票条例における発議要件・署名数・投票資格者の年齢要件等

No.	地方公共 団体名	人口 (H26.8.1 現在)	発議要件		議会の発議 提案 要件	発議資格者・投票資格 者の年齢要件	
			住民	長		日本国籍を有 者又は選挙人 名簿登録者	永住 外国人
41	野田市	156,002	1/10	○	1/12 議決	20歳以上	×
42	八潮市	85,319	1/4	○	実施を議題とし、 議決	20歳以上	×
43	西和賀町	6,321	1/6	○	1/6 議決	16歳以上	16歳以上 定住外国人
44	美幌町	20,899	1/4	○	1/12 議決	18歳以上	18歳以上
45	日吉津村	3,480	1/4 1/50議決	○	1/6 議決	18歳以上	18歳以上
46	銚子市	67,377	1/6	×	×	20歳以上	×
47	草津市	128,419	1/6	○	1/12 議決	20歳以上	×
48	厚木市	225,041	1/5	○	1/12 議決	20歳以上	×
49	川口市	587,187	1/6	○	1/12 議決	20歳以上	×
50	日進市	86,322	1/6	○	1/12 議決	20歳以上	×

26

常設型住民投票条例における発議要件・署名数・投票資格者の年齢要件等

No.	地方公共 団体名	人口 (H26.8.1 現在)	発議要件		議会の発議 提案 要件	発議資格者・投票資格 者の年齢要件	
			住民	長		日本国籍を有 者又は選挙人 名簿登録者	永住 外国人
51	白岡市	51,523	1/6	○	1/12 議決	20歳以上	×
52	篠山市	43,459	1/5	○	1/12 議決	20歳以上	×

27

- 「検討 2-1」投票の発議  
 「検討 2-2」投票資格者（発議）  
 「検討 2-3」外国人の投票（請求）資格

◆ 論点 → 議論 → 結論

① 「発議請求者」の規定

ア	「発議請求者は住民のみ」
イ	「発議請求者は住民及び議会（議員）」
ウ	「発議請求者は住民及び長」
エ	「発議請求者は住民、議会、（議員）及び長」
オ	その他

② 「投票資格者の要件」の規定

(1) 「日本国籍」に限定

ア	「満15歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者」
イ	「満16歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者」
ウ	「満18歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者」
エ	「公職選挙法の地方選挙を有する者」
オ	その他

28

(2) 「日本国籍及び永住外国人」という規定

ア	「満15歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者及び永住外国人」
イ	「満16歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者及び永住外国人」
ウ	「満18歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者及び永住外国人」
エ	「公職選挙法の地方選挙を有する者及び永住外国人」
オ	その他

(3) 「日本国籍及び定住外国人」という規定

ア	「満15歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者及び定住外国人」
イ	「満16歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者及び定住外国人」
ウ	「満18歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者及び定住外国人」
エ	「公職選挙法の地方選挙を有する者及び定住外国人」
オ	その他

29

(4) 「日本国籍、永住外国人及び在留資格者」という規定

ア	「満15歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者及び永住外国人及び在留資格を持つ3年以上の在留者」
イ	「満16歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者及び永住外国人及び在留資格を持つ3年以上の在留者」
ウ	「満18歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者及び永住外国人及び在留資格を持つ3年以上の在留者」
エ	「公職選挙法の地方選挙を有する者及び永住外国人及び在留資格を持つ3年以上の在留者」
オ	その他

(5) 「日本国籍、定住外国人及び在留資格者」という規定

ア	「満15歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者及び定住外国人及び在留資格を持つ3年以上の在留者」
イ	「満16歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者及び定住外国人及び在留資格を持つ3年以上の在留者」
ウ	「満18歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者及び定住外国人及び在留資格を持つ3年以上の在留者」
エ	「公職選挙法の地方選挙を有する者及び定住外国人及び在留資格を持つ3年以上の在留者」
オ	その他

30

③ 「発議請求者と投票資格者」の規定

- (1) 同一とする
- (2) 同一としない。

④ 「発議請求の請求数」の規定

(1) 住民

ア	3分の1以上
イ	4分の1以上
ウ	5分の1以上
エ	6分の1以上
オ	8分の1以上
カ	10分の1以上
キ	50分の1以上
ク	その他

(2) 議会（議員）

ア	3分の1以上賛成で議案提出、出席者過半数で議決
イ	4分の1以上賛成で議案提出、出席者過半数で議決
ウ	6分の1以上賛成で議案提出、出席者過半数で議決
エ	6分の1以上賛成で議案提出、出席3分の2で議決
オ	12分の1以上賛成で議案提出、出席者過半数で議決
カ	その他
キ	規定なし

(3) 長

ア	自ら
イ	その他
ウ	規定なし



<< 参考 >>

① 「発議請求者」の規定

ア	「発議請求者は住民のみ」・・・ <b>7自治体</b> (桐生市)(坂戸市)(銚子市)(岸和田市・豊中市)(大竹市・広島市)
イ	「発議請求者は住民及び議会(議員)」・・・ <b>なし</b> (上越市)
ウ	「発議請求者は住民及び長」・・・ <b>なし</b>
エ	「発議請求者は住民、議会、(議員)及び長」・・・ <b>44自治体</b>
オ	その他・・・ <b>1自治体</b> (稚内市)・・・ <b>自治基本条例</b>

② 「投票資格者の要件」の規定

(1) 「日本国籍」に限定・・・**24自治体**

ア	「満15歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者」 ・・・ <b>なし</b>
イ	「満16歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者」 ・・・ <b>なし</b>
ウ	「満18歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者」 ・・・ <b>3自治体</b> (芦別市)(四国中央市)(多治見市)
エ	「公職選挙法の地方選挙を有する者」 ・・・ <b>21自治体</b> (桐生市)(上里町・川口市・坂戸市・白岡市・富士見市・八潮市)(銚子市・野田市)(厚木市)(羽咋市・輪島市)(木曾町)(南伊豆町)(日進市)(草津市)(篠山市)(防府市)(東洋町)(嘉麻市)(臼杵市)
オ	その他 ・・・ <b>なし</b>

(2) 「日本国籍及び永住外国人」という規定 . . . **12自治体**

ア	「満15歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者及び永住外国人」 . . . <b>1自治体 (遠軽町)</b>
イ	「満16歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者及び永住外国人」 . . . <b>なし</b>
ウ	「満18歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者及び永住外国人」 . . . <b>7自治体 (増毛町) (上越市) (宝達志水町) (名張市) (日吉津村・北栄町) (鳩山町)</b>
エ	「公職選挙法の地方選挙を有する者及び永住外国人」 . . . <b>なし</b>
オ	その他 . . . <b>4自治体 (美幌町・稚内市) (西和賀町) (豊中市)</b>

(3) 「日本国籍及び定住外国人」という規定 . . . **2自治体**

ア	「満15歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者及び定住外国人」 . . . <b>なし</b>
イ	「満16歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者及び定住外国人」 . . . <b>なし</b>
ウ	「満18歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者及び定住外国人」 . . . <b>1自治体 (奥州市)</b>
エ	「公職選挙法の地方選挙を有する者及び定住外国人」 . . . <b>1自治体 (逗子市)</b>
オ	その他 . . . <b>なし</b>

35

(4) 「日本国籍、永住外国人及び在留資格者」という規定 . . . **12自治体**

ア	「満15歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者及び永住外国人及び在留資格を持つ3年以上の在留者」 . . . <b>なし</b>
イ	「満16歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者及び永住外国人及び在留資格を持つ3年以上の在留者」 . . . <b>2自治体 (大和市) (小諸市)</b>
ウ	「満18歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者及び永住外国人及び在留資格を持つ3年以上の在留者」 . . . <b>9自治体 (北広島市) (滝沢市・宮古市) (美里町) (我孫子市) (川崎市) (高浜市) (野洲市) (広島市)</b>
エ	「公職選挙法の地方選挙を有する者及び永住外国人及び在留資格を持つ3年以上の在留者」 . . . <b>1自治体 (山陽小野田市)</b>
オ	その他 . . . <b>なし</b>

36

(5) 「日本国籍、定住外国人及び在留資格者」という規定  
 . . . **2 自治体**

ア	「満15歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者及び定住外国人及び在留資格を持つ3年以上の在留者」 . . . なし
イ	「満16歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者及び定住外国人及び在留資格を持つ3年以上の在留者」 . . . なし
ウ	「満18歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者及び定住外国人及び在留資格を持つ3年以上の在留者」 . . . <b>2 自治体</b> (岸和田市) (大竹市)
エ	「公職選挙法の地方選挙を有する者及び定住外国人及び在留資格を持つ3年以上の在留者」 . . . なし
オ	その他 . . . なし

③ 「発議請求者と投票資格者」の規定

- (1) 同一とする . . . **5 1 自治体**
- (2) 同一としない . . . **1 自治体** (厚木市)

37

④ 「発議請求の請求数」の規定

(1) 住民

ア	3分の1以上 . . . <b>1 1 自治体</b> (遠軽町) (上里町・鳩山町・美里町) (大和市) (羽咋市) (高浜市) (野洲市) (大竹市) (防府市) (臼杵市)
イ	4分の1以上 . . . <b>4 自治体</b> (美幌町) (八潮市) (多治見市) (岸和田市)
ウ	5分の1以上 . . . <b>8 自治体</b> (宮古市) (富士見市) (厚木市・逗子市) (木曾町) (篠山市) (四国中央市) (東洋町)
エ	6分の1以上 . . . <b>1 7 自治体</b> (芦別市・北広島市) (奥州市・滝沢市・西和賀町) (桐生市) (川口市・坂戸市・白岡市) (銚子市) (輪島市) (南伊豆町) (日進市) (草津市) (豊中市) (北栄町) (山陽小野田市)
オ	8分の1以上 . . . <b>2 自治体</b> (増毛町) (我孫子市)
カ	10分の1以上 . . . <b>4 自治体</b> (野田市) (川崎市) (宝達志水町) (広島市)
キ	50分の1以上 . . . <b>1 自治体</b> (稚内市)
ク	その他 . . . <b>5 自治体</b> (日吉津村) (上越市) (小諸市) (名張市) (嘉麻市)

38

(2) 議会（議員）

ア	3分の1以上賛成で議案提出、出席者過半数で議決・・・ <b>8自治体</b> (芦別市)(鳩山町・富士見市・美里町)(宝達志水町)(木曾町)(東洋町) (臼杵市)
イ	4分の1以上賛成で議案提出、出席者過半数で議決・・・ <b>2自治体</b> (増毛町)(我孫子市)
ウ	6分の1以上賛成で議案提出、出席者過半数で議決・・・ <b>2自治体</b> (西和賀町)(日吉津村)
エ	6分の1以上賛成で議案提出、出席3分の2で議決・・・ <b>1自治体</b> (輪島市)
オ	12分の1以上賛成で議案提出、出席者過半数で議決・・・ <b>24自治体</b> (遠軽町・北広島市・美幌町)(奥州市・滝沢市・宮古市) (上里町・川口市・白岡市)(逗子市・大和市)(羽咋市)(小諸市) (多治見市)(南伊豆町)(高浜市)(名張市)(草津市・野洲市)(北栄町) (山陽小野田市・防府市)(四国中央市)(嘉麻市)
カ	その他・・・ <b>7自治体</b> (稚内市)(八潮市)(野田市)(川崎市)(上越市)(日進市)(篠山市)
キ	規定なし・・・ <b>8自治体</b> (桐生市)(坂戸市)(銚子市)(厚木市)(岸和田市・豊中市)(大竹市・広島市)

(3) 長

ア	自ら・・・ <b>35自治体</b> (芦別市・遠軽町・北広島市・美幌町)(奥州市・滝沢市・西和賀町) (上里町・川口市・白岡市・鳩山町・富士見市・美里町・八潮市) (野田市)(川崎市・大和市)(宝達志水町・羽咋市・輪島市)(木曾町・小諸市) (南伊豆町)(高浜市・日進市)(名張市)(草津市・野洲市)(篠山市) (日吉津村・北栄町)(山陽小野田市・防府市)(東洋町)(嘉麻市)
イ	その他・・・ <b>8自治体</b> (増毛町・稚内市)(宮古市)(我孫子市)(逗子市)(多治見市)(四国中央市)(臼杵市)
ウ	規定なし・・・ <b>9自治体</b> (桐生市)(坂戸市)(銚子市)(厚木市)(上越市)(岸和田市・豊中市)(大竹市・広島市)

※ 那珂市と人口が同レベルの9自治体の場合

① 「発議請求者」の規定

ア	「発議請求者は住民のみ」・・・(銚子市)
エ	「発議請求者は住民、議会、(議員)及び長」・・・(北広島市)(滝沢市・宮古市)(白岡市)(逗子市)(高浜市)(野洲市)(山陽小野田市)

② 「投票資格者の要件」の規定

(1) 「日本国籍」に限定

エ	「公職選挙法の地方選挙を有する者」・・・(白岡市)(銚子市)
---	--------------------------------

(2) 「日本国籍及び永住外国人」とする・・・なし

(3) 「日本国籍及び定住外国人」とする

エ	「公職選挙法の地方選挙を有する者及び定住外国人」・・・逗子市
---	--------------------------------

(4) 「日本国籍、永住外国人及び在留資格者」とする

ウ	「満18歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者及び永住外国人及び在留資格を持つ3年以上の在留者」・・・(北広島市)(滝沢市・宮古市)(高浜市)(野洲市)
---	---

エ	「公職選挙法の地方選挙を有する者及び永住外国人及び在留資格を持つ3年以上の在留者」・・・(山陽小野田市)
---	--

(5) 「日本国籍、定住外国人及び在留資格者」とする・・・なし

③ 「発議請求者と投票資格者」の規定

(1) 同一とする・・・(北広島市)(滝沢市・宮古市)(白岡市)(銚子市)(高浜市)(野洲市)(山陽小野田市)(逗子市)

④ 「発議請求の請求数」の規定

(1) 住民

ア	3分の1以上・・・(高浜市)(野洲市)
ウ	5分の1以上・・・(宮古市)(逗子市)
エ	6分の1以上・・・(北広島市)(滝沢市)(白岡市)(銚子市)(山陽小野田市)

(2) 議会(議員)

オ	12分の1以上賛成で議案提出、出席者過半数で議決 ・・・(北広島市)(滝沢市)(白岡市)(高浜市)(野洲市)(山陽小野田市)(逗子市)(宮古市)・・・自治基本条例
キ	規定なし・・・(銚子市)・・・発議権なし

(3) 長

ア	自ら・・・(北広島市)(滝沢市)(白岡市)(高浜市)(野洲市)(山陽小野田市)(宮古市)・・・自治基本条例
イ	その他・・・(逗子市)・・・議決
ウ	規定なし・・・(銚子市)・・・発議権なし

●（北広島市）

「市民投票条例」

（投票資格者）

第3条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、18歳以上の引き続き3月以上本市に住所を有する者（その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市に住民基本台帳に記録されている者に限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）日本国籍を有する者

（2）次のいずれかに該当する外国人

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

イ 出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄の在留資格をもって在留する者（アに掲げる者を除く。）であって日本において住民票が作成された日から引き続き3年を超えて住民基本台帳に記録されており、かつ、規則で定めるところにより第5条第1項の投票資格者名簿への登録の申請をしたもの

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

（市民投票の請求等）

第4条 投票資格者（次条第1項の投票資格者名簿に登録されている者に限る。第11条において同じ。）は、政策等の重要事項について、その総数の6分の1以上の署名をもって、その代表者から市長に対し書面により市民投票の実施を請求することができる。

2 前項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第7項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。

3 議会は、政策等の重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て提案され、かつ、出席議員の過半数により議決したときは、市長に対し、書面により市民投票の実施を請求することができる。

4 市長は、政策等の重要事項について、自ら市民投票を実施することができる。

5 市長は、第1項の規定による請求（以下「市民請求」という。）若しくは第3項の規定による請求（以下「議会請求」という。）があったとき、又は前項の規定により市民投票を実施することを決定したときは、直ちにその要旨を告示しなければならない。

6 市長は、市民請求又は議会請求があった場合であって、当該請求に係る事項が政策等の重要事項であるときは、市民投票を実施しなければならない。

7 第1項及び第3項の規定にかかわらず、市民投票の実施に係る請求の日から第12条に規定する告示の日までの間は、当該市民投票に付そうとされ、又は付されている事項と同一の事項については、市民投票の実施を請求することができない。

●（滝沢市）

「住民投票条例」

（投票資格者）

第3条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、市に住所を有する年齢満18年以上の者であつて、かつ、市に住民票が作成された日（他の市町村から市に住所を移した者にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定による届出をした日）から引き続き3月以上市の住民基本台帳に記録されている者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者
- (3) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

（市民投票の請求及び発議）

第4条 投票資格者は、投票資格者の総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して、書面により第2条第1項に規定する事項について、住民投票の実施を請求できる。

- 2 市議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成をもって議会へ議案を提出、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された第2条第1項に規定する事項について、住民投票の実施を市長に請求できる。
- 3 市長は、第2条第1項に規定する事項について、自ら住民投票を実施することができる。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定に基づく請求があつたときは、第2条第2項に該当する場合を除き、住民投票を実施しなければならない。
- 5 第1項から第3項までの規定による請求又は発議により住民投票を行うことができる事項は一の請求又は発議につき、一の事項のみとする。

●（宮古市）

「自治基本条例」

（住民投票）

第20条 市長は、市政に関する重要事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

2 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

（住民投票の請求等）

第21条 市内に住所を有する年齢満18年以上の者は、市政に関する重要事項について、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 市議会は、市政に関する重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て住民投票を提案することができ、かつ、出席議員の過半数の賛成により、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

3 市長は、市政に関する重要事項について、自ら市民投票の実施を市議会に提案することができる。

4 市長は、第1項又は第2項による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。

5 住民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する年齢満18以上の者とする。

6 市民投票の実施に関する手続きその他必要な事項については、別に条例で定める。

「住民投票条例」

（投票資格者）

第3条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項各号に掲げる者を除く。）であって、第6条第1項の投票資格者名簿に登録されているものとする。

(1) 年齢満18歳年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る宮古市の住民票が作成された日（他の市町村から宮古市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上宮古市の住民基本台帳に記録されているもの

(2) 年齢満18年以上の永住外国人で、その者に係る宮古市の住民票が作成された日（他の市町村から宮古市に住所を移した者で住民基本台帳法第22条の規定による届出をしたものについては当該届出をした日、国外から宮古市に住所を移した者で同法第30条の46の規定による届出をしたものについては当該届出をした日）から引き続き3月以上宮古市の住民基本台帳に記録されているもの

2 前項第2号の永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者



●（白岡市）

「自治基本条例」

（住民投票）

第19条 市長は、市政に関する重要事項について、市内に住所を有する者若しくは議会から請求があったとき又は住民の意思を確認する必要があると判断したときは、住民投票を実施するものとする。

2 前項の住民投票の実施を請求する場合の要件、投票することができる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

「住民投票条例」

（投票資格者）

第4条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項の規定より本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、公職選挙法第11条第1項及び第2項の規定により選挙権を有しない者については、住民投票の投票資格を有しない。

（住民投票の請求等）

第5条 投票資格者は、規則で定めるところにより、その総数の6分の1以上の者の署名をもって、その代表者から、市長に対し、住民投票の実施の請求（以下「市民請求」という。）をすることができる。

2 前項の規定により市民請求をしようとする代表者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に対し、住民投票に付そうとしている事項が重要事項に該当することの確認の請求をするとともに、代表者であることの証明書の交付を申請しなければならない。

3 前2項に掲げるもののほか、市民請求に関し必要な事項は、地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）に規定する市町村における直接請求の例による。

4 議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成を得ることにより、市長に対し、住民投票の実施の請求（以下「議会請求」という。）をすることができる。

5 市長は、自ら住民投票の発議（以下「市長発議」という。）をし、実施することができる。

●（銚子市）

「住民投票条例」

（実施の請求）

第4条 請求権者（住民投票の実施の請求権を有する者をいう。以下同じ。）は、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対し、住民投票の実施の請求をすることができる。

2 前項の規定による請求（以下「市民請求」という。）は、住民投票に付そうとする事項（以下「投票事項」という。）及びその要旨を明らかにして行わなければならない。（請求権者等）

第10条 請求権者は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とする。

2 請求権者のうち次の各号に掲げる者は、市民請求をしようとする者の代表者（以下「請求代表者」という。）となり、又は請求代表者であることができない。

- (1) 公職選挙法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同行の表示をされている者
- (2) 公職選挙法第222条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日以後に同法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者
- (3) 第6条第2項の規定により事務の一部を委員会に委任した場合における委員会の委員及び職員である者

●（逗子市）

「住民参加条例」

（住民投票の実施）

第11条 市長は、市政の重要事項に係る意思決定について、市民に直接問う必要があるときは、住民投票を実施することができます。

2 市長は、市政の重要事項に係る事案について逗子市住民投票条例（平成18年逗子市条例第1号）第4条に規定する住民投票の請求があるときは、住民投票を実施しなければならないものとします。

3 その他住民投票の実施について必要な事項については、逗子市住民投票条例で定めず。

「住民投票条例」

(投票資格者)

第3条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第7条第1項の投票資格者名簿に登録されたものとする。

- (1) 年齢満20年以上の日本国籍を有する者で引き続き3月以上逗子市に住所を有するもの
  - (2) 年齢満20年以上の定住外国人で引き続き3月以上逗子市に住所を有するもの
- 2 前項第2号に規定する「定住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3の中長期在留者
  - (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

(住民投票の請求及び発議)

第4条 投票資格者は、市政の重要事項について、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して書面により住民投票を請求することができる。

- 2 前項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第7項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。
- 3 議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数により議決された市政の重要事項について、市長に対して書面により住民投票を請求することができる。
- 4 市長は、市政の重要事項について、自ら市民投票を発議するときは、あらかじめ、住民投票の適否について逗子市市民参加条例第12条の市民参加制度審査会に諮問し、3分の2以上の承認の議決を得た上で行うことができる。
- 5 市長は、第1項の規定による市民からの請求（以下「市民請求」という。）若しくは第3項の規定による議会からの請求（以下「議会請求」という。）があつたとき又は前項の規定により自ら市民投票を発議したときは、直ちにその要旨を公表するとともに、逗子市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）委員長にその旨を通知しなければならない。
- 6 市長は、住民投票に係る市民請求又は議会請求があつたときは、第2条各号の規定に該当する場合を除き、住民投票を拒否することができないものとする。

●（高浜市）

「住民投票条例」

(住民投票の請求及び発議)

第3条 第11条の規定による投票資格者名簿の登録が行われた日において当該投票資格者名簿に登録されている者は、市政運営上の重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して書面により住民投票を請求することができる。

- 2 第11条の規定により投票資格者名簿に登録されている者のうち高浜市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）の委員又は職員であるものは、前項の代表者となることできない。
- 3 第1項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法昭和22年法律第67号）第74条第7項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。
- 4 市議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された市政運営上の重要事項について、市長に対して書面により住民投票を請求することができる。
- 5 市長は、市政運営上の重要事項について、自ら市民投票を発議することができる。
- 6 市長は、第1項の規定による市民からの請求（以下「市民請求」という。）若しくは第4項の規定による議会からの請求（以下「議会請求」という。）があつたとき、又は前項の規定により自ら市民投票を発議したときは、直ちにその要旨を公表するとともに、選挙管理委員会の委員長にその旨を通知しなければならない。
- 7 市長は、住民投票に係る市民請求又は議会請求があつたときは、その請求の内容が前条各号の規定に該当する場合を除き、住民投票の実施を拒否することができないものとする。

(投票資格者)

第8条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上高浜市に住所を有するもの
  - (2) 年齢満18年以上の永住外国人で引き続き3月以上高浜市に住所を有するもの
- 2 前項第2号に規定する「永住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
  - (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

●（野洲市）

「住民投票条例」

(投票資格者)

第3条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、本市に住所を有する年齢満18年以上の者で、かつ、本市に住民票が作成された日（他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定による届出をしたものにあつては、当該届出をした日）から引き続き3箇月以上本市の住民基本台帳に記録されている者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 日本国籍を有しない者であつて、次のいずれかに該当するもの
  - ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
  - イ 出入国管理及び難民認定法別表第1及び別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
  - ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

(請求又は発議等)

第4条 投票資格者は、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から長に対して住民投票の実施を書面により請求することができる。

2 投票資格者は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市に対して住民投票の実施を書面により請求することができる。この場合において、市長は、意見を付けてこれを市議会に付議し、市議会の出席議員の過半数の賛成による議決を要するものとする。

3 市議会は、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を書面により請求することができる。

4 第1項及び第2項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第7項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。

5 市長は、自ら市民投票を発議することができる。

6 市長は、第1項から第3項までの規定による請求があったときは、その請求の内容が第2条各号の規定に該当する場合を除き、住民投票の実施しなければならない。

● (山陽小野田市)

「住民投票条例」

(投票資格者)

第3条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者であって、規則で定めるところにより調製する投票資格者名簿に登録されているものとする。

(1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第21条の規定により山陽小野田市の選挙人名簿に登録される資格を有する者

(2) 年齢満20歳以上の永住外国人で、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)で定めるところにより山陽小野田市の住民票が作成された日(山陽小野田市の区域内に住所を移した者で同法第22条第1項の規定により転入の届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月経過し、投票資格者名簿の登録を申請したもの

2 前項第2号の永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者

3 第1項第2号に該当する者であっても、次の各号のいずれかに該当する者は投票資格者とし、

(1) 公職選挙法第11条第1項各号に掲げる者

(2) 公職選挙法第252条第1項に規定する罪を犯し罰金の刑に処せられた者のうち同条に規定する当該期間に相当する期間を経過しない者

(3) 公職選挙法第252条第2項に規定する罪を犯し禁錮以上の刑に処せられた者のうち同条に規定する当該期間に相当する期間を経過しない者

(4) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条第1項に規定する罪を犯し罰金の刑に処せられた者のうち同条に規定する当該期間に相当する期間を経過しない者

(5) 政治資金規正法第28条第2項に規定する罪を犯し禁錮の刑に処せられた者のうち同条に規定する当該期間に相当する期間を経過しない者

(6) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第17条第1項から第2項までの規定により選挙権を有しない者

(住民投票の請求又は発議)

第4条 住民投票の請求又は発議（以下「請求等」という。）は、次に掲げる場合に行うことができる。

- (1) 投票資格者の代表者がその総数の6分の1以上の者の連署をもって請求する場合
  - (2) 市議会において、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、出席議員の過半数の賛成により議決されて請求する場合
  - (3) 市長が発議する場合
- 2 市長は、適正な住民投票の請求があった場合は、住民投票を実施しなければならない。

## ※ 他自治体の場合

●（芦別市）

「住民投票条例」

（投票資格者）

第3条 住民投票の投票資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、年齢満18歳以上の日本国籍を有する者で、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記載されているものとする。

（住民投票の請求、発議、実施等）

第4条 投票資格者は、重要課題について住民投票の実施を請求（以下「住民請求」という。）しようとするときは、規則で定めるところにより、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者（以下「請求代表者」という。）から市長に対して書面により行わなければならない。

2 議会は、議員の定数の3分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された重要課題について、市長に対して書面により住民投票の実施を請求（以下「議会請求」という。）することができる。

3 市長は、重要課題について、自らの意思で住民投票を発議することができる。

4 市長は、住民投票及び議会請求があったとき、並びに前項の規定に基づき自ら住民投票を発議したときは、直ちにその要旨を公表しなければならない。

5 市長は、住民請求及び議会請求があったときは、重要課題及び規則で定める要件に該当するかどうかを審査し、これに該当すると認めるときは、住民投票を実施しなければならない。

6 市長は、前項の規定による審査により、重要課題及び規則で定める要件に該当しないと認めるときは、請求代表者及び議会にその理由を示さなければならない。

61

7 市長は、住民請求及び議会請求により住民投票を実施するとき、又は実施しなければならないとき、並びに、自ら住民投票を実施するとき、ただちにその旨を告示しなければならない。

8 市長は、前項の規定による告示をした日から起算して、30日を超えて60日を超えない範囲内において住民投票の投票期日を定め、住民投票を実施するものとする。

{解説}

- ・ 請求要件については、「ハードルが高すぎる」と活用が困難となり、逆に「ハードルが低すぎる」と請求乱発による市政の混乱を招くものと思われます。

そのため、重要課題の判断を求める住民投票実施請求を規定した法律上のものとして、市町村の合併に関する法律第4条第11項の市町村の合併における法定協議会設立に必要な要件として規定されている6分の1以上の署名としました。

また、この住民投票制度は、あらかじめ議会の議決を得た「請求要件」や「対象事項」など一定条件を満たした場合には住民投票を実施することを条例化しようとするもので、直接請求制度と違い議決を必要としません。

62

●（美幌町）

「住民投票条例」

（請求資格者及び投票資格者）

第3条 自治基本条例第18条第1項の規定による住民投票の実施を請求することができる者（以下「請求資格者」という。）及び同条第5項の住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、年齢満18歳以上の者で、引き続き3か月以上本町に住所を有するものとする。（その者に係る本町の住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から本町に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3か月以上本町の住民基本台帳に記載されている者に限る。）ただし、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号。以下「改正法」という。）第30条の45に定める外国人住民については、中長期在留者又は特別永住者として本町の住民基本台帳に登録され、引き続き3年を超えて日本に居住し、かつ、改正法の施行日（改正法附則第1条第1項に定める日をいう。）の前日において本町の外国人登録原票に登録されている者（他の市町村から本町の区域内に居住地を変更した者で旧外国人登録法（昭和27年法律第125号）第8条第1項の申請に基づく同条第6項の居住地の登録を受けたものについては、当該申請の日）のうち、本町での居住期間を算入し要件を満たしたものとする。

{考え方}

- ・住民投票の実施を請求することができる者及び住民投票の投票権を有する者は、次のいずれかに該当し、かつ、引き続き3か月以上本町に住所を有する者とし、
  - ① 満18歳以上の日本国籍を有する者
  - ② 満18歳以上の永住者及び特別永住者並びに日本に在留資格をもって3年を超えて在留している者のうち、審査名簿及び要票資格者名簿への登録を申請した者

63

- ・自治基本条例において、満18歳以上の住民に対し住民投票の請求権と投票権を与えており、これは、できる限り幅広い住民から意見を聴くという趣旨からです。

・「町内在住要件」

公職選挙法では、町議会議員選挙や町長選挙の選挙権については、引き続き「3か月以上」、その市町村に住所を有しているという要件が設けられております。これは「地縁的關係などからみて、少なくとも引き続き一定期間その地域に住んでいる者に、その地域の住民としての権利を与えることが住民自治の趣旨にかなう」との理由によるもので、本町の住民投票制度においても、この考えに準じて、庁内における在住要件を「3か月以上」とします。

・「外国人の範囲」

住民投票の請求（投票）資格者は、日本の社会生活や文化などの知識を身につけており、住民投票の事案に内容等について十分に理解できることが必要であり、一定期間、日本に生活基盤を有していることが求められます。この一定期間をどの程度と考えるかについてはさまざまな考え方がありますが、3年を超えて日本に在留していれば、これらの要件を満たせるものと考えられるため、永住者と特別永住者のほか、3年を超えて日本に在留する日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者についても請求（投票）資格を認めることとします。

なお、3年という期間は、入国管理及び難民認定法で定められた在留期間の最長の期間でもあり、更新することにより、引き続き日本で生活する意思があると見なすことができることを考慮したものです。

64



「自治基本条例」

(住民投票の請求等)

- 第18条 年齢満18歳以上の住民で別に条例で定める者は、町政に関する重要な事項について、その総数の4分の1以上に者の連署をもって、町長に対し住民投票の実施を請求することができます。
- 2 議会は、町政に関する重要な事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、町長に対して住民投票の実施を請求することができます。
- 3 町長は、町政に関する重要な事項について、自ら住民投票を発議することができます。
- 4 町長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票実施しなければなりません。
- 5 住民投票の投票権を有する者は、年齢満18歳以上の住民で別に条例で定める者としてします。
- 6 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定めます。

{解説・考え方}

- 住民投票実施の請求権、投票権を有する者の年齢はいずれも満18歳以上としました。これは、憲法改正国民投票法が、投票権を有する者の年齢要件を満18歳以上と規定していることから、この考えを準用しました。
- 住民が住民投票の請求をするには、請求権者の総数の4分の1以上の連署を必要としました。地方自治法では、直接請求として町長等の解職や議会の解散請求を規定しており、その場合の請求の要件は選挙権を有する者の3分の1以上の連署が必要であると規定しています。住民投票は、町政に関する重要な事項について住民の意思を確認するため、間接民主主義の補完として実施するものであり、実施に当たっては慎重な判断が求められます。このため、町長等の解職や議会の解散請求に次ぐ厳格性を確保するため、請求権者の総数の4分の1位以上としました。
- 議会が町長に対し住民投票を請求する要件については、地方自治法第112条及び第116条の規定を踏まえ、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決することとしています。

65

● (稚内市)

「自治基本条例」

(住民投票)

- 第11条 市長は、市政に関する特別重要な事項について、市民の意思を確認するため、市議会の議決を経て、その議決による条例に基づいて、住民投票を行うことができます。
- 2 住民投票をすることができる人は、本市に引き続き3か月以上住んでいる市民と本市に引き続き3か月以上住んでいる特別な許可を受けた外国人(次条において「住民」といいます。)とします。
- 3 市長と市議会は、住民投票の結果を尊重します。
- 4 第1項の条例で、住民投票できる人の年齢その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。

{解説}

- 市長や市議会議員は、市政の運営に関して、直接選挙により、住民の信託を受けて市政の運営を行なっておりますが、個別の重要政策によっては住民の意思を確認し、住民の意思との間にねじれが生じないように市政の運営を行なわなければなりません。そのための制度として、この条例に住民投票を規定するものです。
  - 第1項では、市長は市政に関する特別に重要な事項について、その都度、市議会の議決を経て住民投票を行うことができることを規定しております。
  - 第2項では、永年本市に住んでいる外国人についても、国籍を問わず本市に住んでいる市民として、まちづくりに参画する機会を保障するものです。
- 「特別な許可を受けた外国人」とは、外国人登録者で出入国管理及び難民認定法の第2条の2第2項別表第2による永住者、日本人の配偶者、永住者の配合者等、定終者及び、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」による特別永住者を指します。

66

(住民投票の請求・発議)

- 第12条 住民のうち満20歳以上の人は、市政に関する特別重要な事項について、その総数の50分の1以上の人数の署名を提出して、市長に対して住民投票の実施の請求をすることができます。
- 2 市長は、市政に関する特別重要な事項について、住民投票を規定した条例を議案として市議会に提出することができます。
- 3 市議会の議員は、市政に関する特別重要な事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を議案として市議会に提出することができます。
- 4 市長は、第1項の請求があった場合は、これに意見を付け、市議会に諮るものとし、この請求に対する取扱いについて必要な事項は別の条例で定めます。

{解説}

- 第1項では、満20歳以上の人で、本市に引き続き3か月以上住んでおり、本市の住民基本台帳に記録されている人と、本市の外国人登録原票に引き続き3か月以上記録されている特別な許可を受けた外国人のその総数の50分の1以上の署名をもって、市長に住民投票の実施について請求することができることを規定しております。

「住民投票に関する条例」

(議決による条例)

第4条 基本条例第11条第1項の議決による条例に規定すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住民投票を行う理由
  - (2) 年齢等住民投票をすることができる者の要件
  - (3) 住民投票の形式に関する事項
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、住民投票の実施に関して必要な事項
- 2 前項第2号の要件については、次条第3項の者を除くことはできない。
- 3 第1項第3号の住民投票の形式は、二者択一で賛否を問う形式のものでなければならない。

67

(請求資格者の要件)

第5条 基本条例第11条第2項の市民とは、日本国籍を有する者でその者に係る稚内市の住民票が作成された日(他の市区町村から稚内市に住所を移した者で住民基本台帳法第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上稚内市の住民基本台帳に記録されているものをいう。

2 基本条例第11条第2項の特別な許可を得た外国人とは、次の各号のいずれかに該当し、稚内市に引き続き3月以上住所を有する者(住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民にかかる住民票に記載されている住所が稚内市にあり、かつ、同条の記載の日(同法第30条の46の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から)3月以上経過している者に限る。)であって、次条第2項の規定による届出をし、受理されたものをいう。

- (1) 特別永住者
  - (2) 永住者
  - (3) 出入国管理及び難民認定法別表第2に規定する在留資格(前号に掲げる者を除く。)をもって在留し、引き続き3年を超えて日本に住所を有する者
- 3 基本条例第12条第1項の規定により住民投票の実施の請求をすることができる者は、第1項又は第2項のいずれかに該当する者であって、次条の規定により、請求資格者名簿に登録されたもの(以下「請求資格者」という。)

68

● (川口市)

「市民投票条例」

(市民投票の請求等)

- 第3条 公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において本市の選挙人名簿に登録されている者(以下「請求資格者」という。)は、規則で定めるところにより、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市民投票を発議し、その代表者から、市長に対し、市民投票の実施を請求することができる。
- 2 請求資格者のうち次に掲げる者は、前項の代表となり、又は代表者であることができない。
- (1) 公職選挙法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方式等の特例に関する法律第17条第4項の規定により公職選挙法第27条第1項の選挙権を有しない者である旨の表示をされている者を含む。)
- (2) 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者
- 3 第1項の代表者は、規則で定めるところにより、市長に対し、市民投票に付そうとする事項が前条各号のいずれにも該当しないことの確認を求めなければならない。
- 4 市議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により、市民投票を発議し、市長に対し、市民投票の実施を請求することができる。
- 5 市長は、自ら市民投票を発議し、市民投票を実施することができる。
- 6 市長は、第1項の規定による請求資格者からの請求(以下「市民請求」という。)があったとき、又は第4項の規定による議会からの請求(以下「議会請求」という。)があった場合で、その請求の内容が前条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、市民投票を実施しなければならない。
- 7 市長は、市民請求若しくは議会請求があったとき、又は自ら行った市民投票の発議(以下「市長発議」という。)により市民投票を実施するとき、直ちにその要旨を公表するものとする。

69

{説明}

- 第1項、第4項及び第5項の規定による市民投票の請求者及び請求の要件は、具体的には次のとおりです。
- ・市民請求 … 請求資格者(選挙人名簿に登録されている者)がその総数の6分の1以上の署名を集め請求します。
  - ・議会請求 … 議員定数の12分の1以上の賛成により議案を提出し、出席議員の過半数の賛成により請求します。
  - ・市長発議 … 市長は自ら市民投票を発議できます。
- 市民請求に必要な署名数については、この条例による市民投票制度と地方自治法における条例制定、改廃の直接請求との制度の違いを考慮し、市民投票制度の安定した運用に重点をおき請求資格者の6分の1と定めたものです。
- 地方自治法の条例制定、改廃の直接請求では、有権者の50分の1の署名をもって請求された事項が市議会における審議のうえ、可決されることが必要となります。この条例による市民投票の請求では、市議会の審議を経ることもなく、市民投票が実施される制度であることから、条例制定、改廃の直接請求よりも条件が厳しくなっています。

70

(投票資格者)

第5条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法第9条第2項の規定により本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、公職選挙法第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法第28条又は電磁記録投票法第17条第1項から第3項までの規定により選挙権を有しない者については、投票の資格を有しない。

{説明}

○投票資格者については、地方自治体の議会の議員及び長の選挙権について規定する「公職選挙法第9条第2項」の規定を準用して定めています。具体的な投票資格者の要件は以下の3点です。

- ・ 日本国民であること
- ・ 年齢満20年以上にあること
- ・ 引き続き3ヶ月以上川口市に住所を有する者であること

● (八潮市)

「住民投票条例」

(投票資格者)

第3条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、本市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者とする。

{説明}

○自治基本条例第28条第1項に規定する住民投票の実施を請求できるものと同様としています。なお、「本市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者」とは、満20歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上八潮市に住所がある人です。

「自治基本条例」

(住民投票)

第27条 市長は、市政に係る重要な事項について、住民の意思を反映するため住民投票を実施することができる。

2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(請求等)

第28条 本市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者は、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 市議会は、住民投票の実施を議題とし、これを議決したときは、市長に対してその実施を請求することができる。

3 市長は、前2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

4 前項に規定するもののほか、市長は、自ら住民投票を実施することができる。

5 住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

〔説明〕

- 請求権者については、公職選挙法に準じて市議会議員・市長の選挙権を有する人（満20歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上本市に住所がある人）としています。また、住民投票の実施に必要な署名の数については、過去の選挙における投票率や得票数などを考慮するとともに、地方自治法（第76条）に規定のある市長等の解職（リコール）請求に必要な「3分の1以上」を踏まえ、これに次ぐ厳格性を担保するため「4分の1以上」としています。
- 地方自治法（第112条）では、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、議案を提案することができ、その議案は出席議員の過半数で決すると規定されています。議員が住民投票を発議する場合も同様としています。
- 八潮市では、住民からの請求のハードル（有権者の4分の1以上の連署）を高くすることで、請求要件を満たせばいつでも住民投票ができる「常設型」の住民投票条例を制定しています。

73

●（野田市）

「住民投票条例」

（請求資格等）

第4条 住民投票の請求権を有する者（以下「請求資格者」という。）は、公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において、選挙人名簿に登録されている者とする。

2 請求資格者のうち次に掲げる者は、住民投票の実施を請求する代表者（以下「請求代表者」という。）となり、又は請求代表者であることができない。

- (1) 公職選挙法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同行の表示をされている者
- (2) 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者
- (3) 野田市の選挙管理委員会の委員又は職員である者

（実施の請求等）

第5条 請求資格者は、その総数の10分の1以上の者の連署をもって、請求代表者方市長に対し、住民投票の実施の請求（以下「市民請求」という。）をすることができる。

2 議会は、議決により、市長に対し、住民投票の実施の請求（以下「議会請求」という。）をすることができる。この場合において、議員が議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。

3 市長は、自ら住民投票の実施を決定し、市民に提案することができる。

74

### {考え方}

- 野田市の人口を基に考えた場合、最も多い事例である「1/6以上」でも、2万筆以上の署名が必要となり、かなり高い設定となること、逆に地方自治法の直接請求権と同じ「1/50以上」では、役2万5百筆となり低過ぎる設定となりこと及び近隣自治体の我孫子市が「1/8以上」（役1万6千筆）としていることを踏まえ、「10分の1以上」（約1万3千筆）とする。
- 地方自治法に基づく条例制定請求権の署名収集期間は1か月であるが、「10分の1」の署名収集には1か月では足りないため、市長は、3か月の署名運動期間を設けなければならないとしている。
- 議会の請求要件については、地方自治法第112条の規定により、議案の提出に必要な議員の賛成数は、議員定数の12分の1以上とされていることから、これを参考に「議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは」は、市長に対し住民投票を請求できることとしている。
- 市長は、自らの判断で住民投票を実施することができることを定めているが、実務的には、実施の決定に当たっては、庁議に図らなければならない。
- 他団体の事例では、市民又は市長提案の場合、住民投票の実施について議会との協議を義務付けている事例がみられる。しかし、提案権は、市民、議会及び市長の3者に対等に付与されるべきであり、議会が市民又は市長の提案権を制限することは適当でないと考える。他市の事例においても議会が関与しない場合が多い。

### (投票資格者)

- 第13条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法第9条第2項の規定により本市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者とする。
- (1) 公職選挙法第11条第1項又は第252条の規定により選挙権を有しない者
  - (2) 政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しない者
  - (3) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第17条第1項から第3項までの規定により選挙権を有しない者

●（厚木市）

「住民投票条例」

（住民投票の実施）

第2条 住民投票は、市民若しくは議会の請求又は市長の提案（以下「市長提案」という。）に基づき実施されるものとする。

{解説}

- 住民投票実施の請求や提案を誰が行うことができるかということは、制度の基本となるものであり、自治の担い手である市民、議会及び市長の全てが請求・提案できるものとなりました。

本来、議会や市長は、住民投票条例に規定していなくても、住民投票を行うための条例案を自ら提案することができます。

しかし、常設型の住民投票条例を整備するのであれば、総合的な制度とすることが望ましく、議会や市長も請求又は提案をすることができるものとなりました。

（請求資格者）

第4条 第2条の規定に基づき住民投票の実施を請求できる市民（以下「請求資格者」という。）は、公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において、本市の選挙人名簿に登録されている者とする。

{解説}

- 住民投票制度は、間接民主制を補完するための市民参加制度の一つとして位置付けられるものであることから、その制度への参加は、間接民主制の枠組みの中で実施されるべきであること、また、住民投票の結果は、議会や市長を拘束しないとしても尊重義務が課され、議会や市長の判断に相当の影響を及ぼすと考えられることから、住民投票の請求資格者を、選挙人名簿に登録されている者としています。

本市に住所を持つ年齢満20歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に登録されている方が、選挙人名簿に登録されます。

(実施の請求)

- 第5条 請求資格者による住民投票の請求（以下「市民請」という。）は、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、請求資格者の代表者（以下「請求代表者」という。）から市長に対し、書面により行うものとする。
- 2 議会による住民投票の請求（以下「議会請求」という。）は、議決により市長に対し行うものとする。この場合において、議員が議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。

{解説}

- 必要署名数等の要件を請求資格者総数の5分の1以上としたのは、他の自治体の事例や本市における過去の選挙での投票率などを踏まえ、実際に署名等収集が可能な数であることや請求の乱発による混乱の防止という点も考慮したことによるものです。
- 直接請求制度による公務員の解職請求などと同じ「3分の1以上」の署名を収集しなければならないのであれば、住民の意思を直接確認するための制度として住民投票制度を設ける意味が薄れてしまい、また、住民投票では、合併の是非自体を住民投票に付すことも考えられることから、合併協議会設置協議の住民投票を行うことを請求する場合の6分の1では少ないと考えたことにもよるものです。

79

(投票資格者)

- 第10条 住民投票の投票権を有する市民（以下「投票資格者」という。）は、本市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者とする。

{解説}

- 第4条では、住民投票実施の請求資格者を、公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において、本市の選挙人名簿に登録されている者とし、これに対し、本市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者とは、住民投票の期日（投票日）又は期日前投票で投票をしようとする日現在において、公職選挙法による市議会の議員又は市長の選挙権を持つ人をいいます。
- 公職選挙法では、適法に選挙人名簿に登録されていても、選挙の当日（期日前投票の場合は、投票の当日）、転出や国籍離脱、刑に服しているなどの理由で、実質的に選挙権がない場合は投票できない旨を規定している（第43条）ことから、同様の扱いとしているものです。

80



● (川崎市)

「住民投票条例」

(投票資格者)

第3条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の者であり、かつ、本市に住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。）から本市の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3箇月以上本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本の国籍を有する者
  - (2) 日本の国籍を有しない者であって、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法別表第1若しくは別表第2に規定する在留資格をもって在留し、かつ、本邦において住民票が作成された日から引き続き3年を超えて住民基本台帳に記録されているもの（同表の永住者の在留資格をもって在留する者にあつては、3年を超えて住民基本台帳に記録されていることを要しない。）
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、住民投票の投票権を有しない。
- (1) 公職選挙法第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第17条第1項から第3項までの規定（以下「選挙法規定」という。）により選挙権を有しない者
  - (2) 前項第1号の規定に該当する年齢満18年以上20年未満の者及び同項第2号の規定に該当する者を公職選挙法第9条に規定する選挙権を有する者とみなして選挙法規定を適用した場合に選挙権を有しないこととなる者

81

{説明}

- 自治基本条例第31条では、住民の範囲から未成年者を排除する理由はなく、少なくとも満18歳以上の者は、投票資格者たる「住民」に含まれるべきと解釈されている。住民投票は、住民の福祉に重大な永久を与える可能性のある事案が対象となることから、選挙権の有無にかかわらず、できる限り幅広い住民が投票に参加できることが望ましいが、未成年者については、投票資格者になることによって、投票運動などで受ける精神的影響なども考慮する必要もあり、あまり低い年齢では適切でないので、年齢要件については満18歳以上としている。
- 住民投票の投票資格者は、日本に生活基盤を有していることに加え、付議事項の内容等について十分に理解し、自らの意思で投票を行うためには、日本の社会生活や文化、政治制度などの知識を身に付けている必要がある。このような点を考慮して、外国人については、在留資格をもって3年を超える期間、日本に在留していることを要件としている。ただし、永住者や特別永住者については、相当期間、日本で生活しており、日本の社会生活等を十分に理解していると推定されることから、この要件は不要としている。

(発議又は請求)

- 第4条 投票資格者は、その総数の10分の1以上の者の連署をもって、住民投票を発議し、その代表者から、市長に対し、その実施を請求することができる。
- 2 議会は、議決により住民乙票を発議し、市長に対し、その実施を請求することができる。この場合において、議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。
  - 3 市長は、自ら住民投票を発議することができる。
  - 4 前3項の規定にかかわらず、既に発議に係る手続きが開始されている場合においては、当該発議に係る住民投票の手続きが行われている間は、何人も、当該住民投票に付そうとされ、又は付されている事項と実質的に同一と認められる事項について、住民投票を発議することができない。

82

{説明}

○ 投票資格者の発議に必要な署名数については、他の自治体の事例や本市における過去の直接請求等の署名の実績などを参考として、実際に署名収集が可能な数であり、また、発議の乱発防止という点も十分に考慮し、投票資格者総数の10分の1以上としている。

(議会への協議)

第11条 市長は、第4条第1項の規定による請求を受けたとき、又は同条第3項の規定により自ら発議するときは、住民投票の実施について、速やかに議会に協議しなければならない。

● (大和市)

「住民投票条例」

(請求及び投票の資格)

第3条 自治基本条例第31条第1項の規定による住民投票の実施の請求(以下「住民請求」という。)をすることができる本市に住所を有する年齢満16年以上の者及び同条第5項の規定により住民投票の投票権を有する本市に住所を有する年齢満16年以上の者(以下「投票資格者」という。)は、次に各号のいずれかに該当する者であって、第7条に規定する投票資格者名簿に登録されている者とする。

- (1) 年齢満16年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上本市に住所を有する者(その者に係る本市の住民票が作成された日(他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。)
- (2) 年齢満16年以上の定住外国人で、引き続き3月以上本市に住所を有する者(その者に係る本市の住民票が作成された日(他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。)

2 前項第2号に規定する定住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
- (2) 出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者(前号に掲げる者を除く。)であって、引き続き3年を超えて日本に住所を有するもの
- (3) 日本国との平和条約に基づく日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者

「自治基本条例」

(住民投票)

第30条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。

2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(住民投票の請求等)

第31条 本市に住所を有する年齢満16年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 市議会は、市政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

3 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

5 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満16年以上の者とする。

6 住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

{解説}

○ 請求の権利を持つ住民は、『16歳以上』の者としています。義務教育を修了し、社会人として働くことができる年齢であることや、住民投票の対象となる事項は、市の将来を左右する重大な問題のほずであり、できるかぎり幅広い層の住民の意見を聴くべきであるという考えに立っています。

・ 住民からの住民投票実施の請求に必要な署名の数は、地方自治法の規定にある市長等の解職（リコール）請求に準じ「3分の1以上」としています。これはかなりハードルの高い数ですが、その数が集まれば第4項にあるとおり、市長や市議会の判断とは関係なく住民投票が実施されること、住民投票は市の将来を左右する重大な事項を対象として実施されなければならないこと、また、それくらいの数の署名がなければ、前条に定めた、住民投票の結果の尊重義務も生かされないという理由からです。

・ この請求がされた場合、市長は住民投票を実施しなくてはならず、議会の議決に対する市長の再議権はありません。

● (上越市)

「市民投票条例」

(定義)

第2条 (略)

- 2 この条例において、「永住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
  - (2) 日本国との平和条約に基づく日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者

(投票資格者)

第3条 自治基本条例第39条第2項に規定する請求権者は、次の各号のいずれにも該当する者(以下「投票資格者」という。)

- (1) 年齢満18歳以上の市民
  - (2) 住民基本台帳法に基づき、本市に住民票が作成された日(他の市町村から本市の区域内に住所を移した者で同法第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3箇月以上本市の住民基本台帳に記録されている者
  - (3) 次のいずれかに該当する者
    - ア 日本の国籍を有する者
    - イ 永住外国人
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市民投票の投票権を有しない。
- (1) 公職選挙法第111条第1項又は第252条に規定する者
  - (2) 政治資金規正法第28条に規定する者

{解釈}

- 自治基本条例第39条第2項に規定する請求権者について、投票資格者と同一であることを定義し、その上で、年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するものと規定されていることから、在住要件、外国人の投票資格とその範囲について定めるものです。

87

- 「永住外国人」については、一定期間以上日本に在留し、日本国籍を持つ者と同様に納税の義務を負い、永住の意思を示していることを考慮し、投票資格を認めるものである。

「自治基本条例」

(市民投票)

第39条 市長は、市政運営に係る重要事項について、広く市民の意見を確認し、その意見に沿った決定をなすため、市民投票を実施することができる。

2 年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するもの(以下「請求権者」という。)は、市政運営に係る重要事項について、請求権者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して市民投票の実施を請求することができる。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表するとともに、20日以内に意見を付けて、これを市議会に付議しなければならない。

4 市議会議員は、市政運営に係る重要事項について、その定数の12分の1以上の者の賛成を得て、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。

5 市議会に置かれた常任委員会は、その部門に属する市政運営に係る重要事項について、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。

6 市長は、第2項の規定による請求及び前2項の規定により提出された議案について市議会の議決があったときは、速やかに市民投票を実施しなければならない。

7 市長は、第2項の規定による請求が請求権者の総数の4分の1以上の者の連署をもってなされたときは、第3項及び前項の規定にかかわらず、速やかに市民投票を実施しなければならない。

8 市民投票の投票資格者は、年齢満18歳以上の別に条例で定める資格を有するものとする。

9 前各号に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項については、別に条例で定める。

10 市民、市議会及び市長等は、市民投票が実施されたときは、その結果を尊重しなければならない。

88

- 常設型の市民投票に関する条例が制定されていたとしても、50分の1以上の署名があれば、市民投票に関する条例に制定を直接請求できることを考慮したものである。
- 満18歳以上の市民としたのは、日本国憲法の改正手続きに関する法律（いわゆる国民投票法）で対象者が満18歳以上とされたことを踏まえ、市民投票という市民の意思を直接表明する制度の運用に当たり、市政運営に直接に参画することができる市民の年齢を拡大するとともに、若者の権利や責任の自覚の向上を促し、将来を担う人材を育成する効果を期待したものである。
- 第2項で規定している市民投票の実施に係る請求が、請求権者の総数の4分の1以上の者の連署をもってなされた場合は、第3項で規定する市議会への付議をすることなく、速やかに市民投票を実施することを市長に義務付けたものである。
- 第7項は、市議会の議決を要件としない市民投票の実施を規定するものであり、より高い慎重性の確保が必要と考えられるため、必要とする連署の数は、地方自治法に基づく市議会の解散や市長の解職請求の要件（請求権者の3分の1以上の連署）を踏まえ、これに次ぐ厳格性を担保するために請求権者の4分の1以上としたものである。

## ●（輪島市）

### 「住民投票条例」

（住民投票の実施の請求資格）

第3条 自治基本条例第26条第1項に規定する住民投票の実施を請求することができる者は、公職選挙法第19条に規定する選挙人名簿に登録が行われた日において当該選挙人名簿に登録されている者とする。

### 「自治基本条例」

（住民投票の請求等）

第26条 市民のうち、公職選挙法第9条第2項に規定する者は、市政に関する重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 議会は、市政に関する重要事項について、議員の定数の6分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の3分の2以上の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

3 市長は、市政に関する重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

4 住民投票の投票権を有する者は、市民のうち、公職選挙法第9条第2項に規定する者とする。

5 住民投票の実施その他必要な事項は、別に条例で定める。

### {解説}

○ 請求の権利を持つ者は、公職選挙法での定めに基づき、日本国民で年齢満20歳以上の者で、引き続き3か月以上輪島市内に住所を有するものとしています。

住民からの住民投票実施の請求に必要な署名の数は、「市町村の合併の特例等に関する法律」第4条に定める合併協議会の設置要求に準じたほか、請求のハードルの高さや要件を満たした場合には、市長が必ず住民投票を実施することなどを考慮し、6分の1以上としています。

○ 議会については、住民による投票の実施の請求と同様に、請求のハードルなどを考慮し、議員定数の6分の1以上の者の賛成を経て地方自治法における特別多数議決に準じて出席議員の3分の2以上の賛成での議決を必要としています。

○ 住民投票の投票権を有する者も、第1項に定める請求の権利を持つ者と同様としています。

## ●(小諸市)

### 「住民投票条例」

#### (請求及び投票の資格)

第3条 自治基本条例第31条第1項の規定により住民投票の実を請求することができる者(以下「投票資格者」という。)及び同条第7項に規定する住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、年齢満16年以上の日本国籍を有する者及び定住外国人で、引き続き3月以上本市に住所を有するものとする。ただし、その者に係る本市の住民票が作成された日(本市に住所を移した者で住民基本台帳法第22条又は第30条の46の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。

2 前項に規定する定住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例に定める特別永住者

(2) 出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄に掲げる永住者の在留資格をもって在留する者

3 第1項の規定にかかわらず公職選挙法第11条第1項各号に掲げる者は住民票の請求及び投票権を有しないものとする。

### 「自治基本条例」

#### (住民投票の請求)

第31条 年齢満16歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付してこれを議会に付議しなければなりません。

3 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票の実施を発議することができます。

4 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票の実施を発議することができます。

5 市長は、前3項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施するものとします。

- 6 市長は、第1項の請求に係る署名数が、総数の4分の1を超えたときは、住民投票を実施しなければなりません。
- 7 住民投票の投票権を有する者は、年齢満16歳以上の住民とします。
- 8 住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。

{解説}

- 年齢については、高校生もまちづくりに参加する具体的な権利を持つことにより、将来に対しての意識の醸成が図られること、周囲も高校生がまちづくりに参加するための環境づくりを意識できること、また、義務教育が終了していることなどから住民投票請求権を満16歳以上としました。
- 第6項では、第1項の請求に係る署名数が、4分の1を超えたときには、住民投票を実施しなければならないとして、議会議決を経なくても必ず実施される要件を規定しています。その要件を4分の1以上とした理由は、現行法の中で住民投票実施要件として一番ハードルが高い「議会の解散や長、議員の解職の請求の3分の1以上の連署」という要件と、一番ハードルが低い「50分の1以上の連署をもって合併協議会の設置を住民が請求し、それを議会が否決した場合、さらに6分の1以上の連署をもって住民投票を請求した場合には、必ず住民投票を実施しなければならない」としている合併の特例に関する法律の規定とを比較し、あくまで住民投票は、自治体運営の原則である二元代表制を補完すべきものであることから、住民が自ら選挙により選んだ市長や議員の解職の請求要件よりはハードルが低く、協議を始めるための協議会の設置の請求要件よりは厳しくする必要がありと考え、住民の最終的な意思確認である住民投票が必ず実施される要件を解職等の請求の次に厳しい4分の1としました。

● (草津市)

「住民投票条例」

(発議または請求等)

- 第3条 本市の議会の議員および長の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）は、規則で定めるところにより、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者（以下「代表者」という。）から、市長に対し、住民投票の実施を請求することができる。
- 2 前項の請求があったときは、市長は直ちに請求の要旨を公表しなければならない。
- 3 第1項の選挙権を有する者とは、公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とする。
- 4 選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、代表者となり、または代表者であることができない。
  - (1) 公職選挙法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者
  - (2) 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者
  - (3) 草津市の選挙管理委員会の委員または職員
- 5 議会は、住民投票を発議する場合は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成をもって議案を提出し、出席議員の過半数の議決をもって、市長に対し、その実施を請求することができる。
- 6 市長は、自ら住民投票を発議し、その実施を決定することができる。

{解説}

- 「市町村の合併の特例に関する法律」においては、住民が合併について話し合う協議会の設置を要求し議会がこれを否決した場合、公職選挙法上の選挙権を持つ者の6分の1以上の連署をもって、協議会設置の是非を問う住民投票を請求できることになっていることから、住民投票の請求に必要な署名数として、同法における合併協議会設置請求に必要な署名数と同様、公職選挙法上の選挙権を持つ者の6分の1以上とすることが合理的であるとしています。

●（岸和田市）

「住民投票条例」

（住民投票の投票資格者）

第3条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、日本国籍を有する者又は定住外国人であつて、かつ、年齢満18年以上の者のうち、引き続き3月以上岸和田市に住所を有するもの（その者に係る岸和田市の住民票が作成された日（住民基本台帳法第22条又は第30条の46の規定による届出をした者については、当該届出をした日）から引き続き3月以上岸和田市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）とする。

2 前項に規定する定住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例に定める特別永住者
- (2) 出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄に掲げる永住者の在留資格をもって在留する者
- (3) 出入国管理及び難民認定法別表第1及び別表第2の上欄の在留資格をもって在留し、引き続き3年を超えて日本に住所を有する者

〔解説〕

○ 将来の岸和田市を担うことになる若者が、住民投票を通して社会参加をすることで、大人としての権利と責任を自覚していくと考えられます。また、18歳という年齢は、政治的な判断や経済的な自立も可能な年齢だと考えられます。18歳以上に選挙権を保障している国は、世界173ヶ国中149ヶ国にのぼっており、18歳選挙権は世界の潮流になっています。

（住民投票の請求手続等）

第4条 第7条第2項の規定による投票資格者に登録されている投票資格者は、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して、重要課題について住民投票を実施することを書面より請求することができる。

95

「自治基本条例」

（住民投票）

第20条 市長は、岸和田市が直面する将来にかかわる重要課題について、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者が、その総数の4分の1以上の者の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため住民投票を実施しなければならない。

- 2 住民投票の投票権を有する者は、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者とする。
- 3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
- 4 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

96



●（豊中市）

「市民投票条例」

（市民投票の請求権及び投票権）

第3条 自治基本条例第30条第1項の規定により市民投票の実施を請求することができる者（以下「請求権を有する者」という。）及び同条第3項の市民投票の投票権を有する者（以下「投票権を有する者」という。）は、市内に住所を有する満18歳以上の者であって、引き続き3月以上住民基本台帳法に基づく住民基本台帳に記録されているものとする。  
ただし、成年後見人は、この限りでない。

（市民投票の実施の請求）

第10条 請求代表者は、第7条第7項の規定により返付を受けた署名簿の有効署名の総数が第5条第3項の規定により告示された請求権を有する者の総数の6分の1以上の数に達しているときは、その返付を受けた日から5日以内に限り、市長に対し、自治基本条例第30条第1項の規定による市民投票の実施を請求することができる。

「自治基本条例」

（市民投票）

第30条 市内に住所を有する満18歳以上の者（外国人を含む。第3項において同じ。）は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。  
2 市長は、前項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。  
3 市民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する満18歳以上の者とする。  
4 市長及び市議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。  
5 市民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。

97

{考え方}

○ 市民投票の投票や請求の資格は「市内に住所を有する満18歳以上の者（外国人を含む。）」に限って認めることとしています。

これは、市民投票が市の存続や市政運営に非常に大きな影響を及ぼすと考えられる事項について市民の意思を問うものであることから、この場合は住民に限定することに一定の合理的理由があると判断し、対象となる市民の範囲を限定したものです。また、市民投票に付す事項が「将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項」であることから、将来の世代にもできる限り投票資格を認めるべきと考え、年齢を18歳以上としています。

○ 「市町村の合併の特例等に関する法律」では、住民が合併について話し合う協議会の設置を請求し議会がこれを否決した場合、有権者の6分の1以上の連署をもって、協議会設置の是非を問う住民投票を請求できるようになっています。

このような事例や豊中市の有権者数（＝約30万人）などを勘案し、請求に必要な署名数を6分の1以上としました。

○ 市民投票の投票ができる人は、市民投票の請求ができる人と一致させています。

98

●（日吉津村）

「住民投票条例」

（住民投票の請求及び投票資格者）

第3条 自治基本条例第35条第1項の規定による住民投票の実施の請求をすることができる者及び住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、第9条に規定する投票資格者名簿に登録されている者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き3箇月以上日吉津村に住所を有する者（その者に係る日吉津村の住民票が作成された日（他の市町村から日吉津村に住所を移した者で住民基本台帳法第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日）から引き続き3箇月以上に日吉津村の住民基本台帳に登録されている者に限る。）
- (2) 年齢満18以上の永住外国人で、引き続き3箇月以上日吉津村に住所を有する者（外国人登録法第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が日吉津村にあり、かつ、同項の登録の日（同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日）から）引き続き3箇月以上経過している者に限る。）

2 前項第2号に規定する永住外国人とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄に掲げる永住者の在留資格をもって在留する者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例に定める特別永住者

{解説}

- 永住外国人や18歳以上の住民に参加権を認めています。これは本村の村づくりに関して、永住外国人についても参加・参画する権利を認め、未成年であっても18歳になれば、自動車免許取得が可能となったり、男性も結婚が認められたり、深夜労働なども認められることから18歳を一つの区切りとして、住民投票を通じ、地域の担い手としての自覚や権利を認めて行こうとの考えに立っています。

99

- 永住外国人については、第1号の永住者は法務大臣が永住を認めている方です。第2号の特別永住者は、昭和20年の敗戦以前から日本に住み、昭和27年サンフランシスコ講和条約により日本国籍を離脱した後も日本に在留している台湾、朝鮮半島出身者とその子孫です。

（住民投票の実施）

第4条 住民投票は、次の場合に実施する。

- (1) 村長が村政に関する重要事項について、住民の意見を直接問う必要があると認めるとき。
- (2) 永住外国人を含む18歳以上の住民が、村政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって村長に請求し、議会の出席議員の過半数の賛成により議決があったとき。
- (3) 議員が村政に係る重要事項について、議員定数の6分の1以上の賛成を得て発議し、議会の出席議員の過半数の賛成により議決があったとき。
- (4) 村政に係る重要事項について住民投票の請求に係る署名者数が永住外国人を含む18歳以上の住民総数の4分の1以上を越えた時は、議会に付議することなく、住民投票を実施しなければならない。

「自治基本条例」

（住民投票）

第34条 村長は、村政に関する重要事項について、住民の意見を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。

2 村は、住民投票の投票資格要件及び実施に関する手続き、その他必要事項について、別に条例で定めなければなりません。

3 村民、議会及び村長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

(住民投票の請求等)

第35条 永住外国人を含む18歳以上の住民は、村政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、村長に住民投票を請求することができます。

2 村長は、前項の請求があったときは、意見を付してこれを議会に付議しなければなりません。

3 議員は、村政に係る重要事項について、議員定数の6分の1以上の賛成を得て、住民投票の実施について発議することができます。

4 村長は、前2項の場合において、議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければなりません。

5 村長は、第1項の請求に係る署名者数が永住外国人を含む18歳以上の住民総数の4分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければなりません。

{解説}

○ 地方自治法における議員提出議案（議員定数の12分の1以上の賛成）の例をもとに、本村の議員数が10名ということを考慮し、「6分の1以上」としていますが、第4項にあるとおり、この請求がされた場合は、村長は住民投票を実施しなければならず、議会の議決に対する尊重の再議権はありません。

○ 地方自治法第76条（議会の解散請求）、第80条（議員の解職請求）、第81条（長の解職請求）では、原則として「その総数の3分の1以上」の者の連署で、請求があれば住民投票をしなければならないとあります。

これが住民からの直接請求の要件として、法律の規定上、最も高いハードルですが、住民投票の請求は、身分の得喪に直接関わることではないため、4分の1以上が妥当と考え、第5項に規定したものです。4分の1以上を超えた場合には、村長は議会にかけることなく、住民投票を実施することを規定しています。